

右及申(通)報便也

別記

貴書

井上製煉所争議ハ今回前掲署ノ斡旋ニ依リ左記条件ヲ以テ同協解決セラルルコト
書三通ヲ作成当り者去一通之ヲ保好スルモノトス
ハ今回争議困負大者ノ退職ヲ承認スル
ハ工場主ノ退職者ニ対シ解雇手当争議費用及争訟中ノ日給合計三百四十員
ヲ支給スルコト

ハ争議同協解決シタルコトヲ以テ労資双方ヨリ為ニ之ニ告所收ハ夫々告訴取下げ
ヲ提出シ争議係一切ニ付キ後日争議ヲ申出ラザルコト

昭和七年二月一日

協定

井上 幸兵衛

中野國太郎

川島 實

坂本 吉

扇橋 嘉吉 長

以上

昭和七年二月二十日

岩見 徳太郎 長 延 徳

三三三三一三三三

内務大臣 中務兼土部大臣
社会局長 官 敬

鈴木鐵物工場争議(附スル件)(第一報書)

標記申渡ハ本月二十四日所轄警署署長ノ轉渡ニシテ内務大臣ノ會見
ヲ行フ事トナリ同協解決セラルル事トナリ

昭和七年二月二十日
内務大臣 中務兼土部大臣
社会局長 官 敬

7. 1. 9
3409